

萩・石見空港周辺における物件 設置の制限等について

【1】制限表面に係る物件設置の制限について

【2】航空保安無線施設に影響を及ぼす可能性

のある物件の設置について



島根県益田県土整備事務所

石見空港管理所

令和6年4月

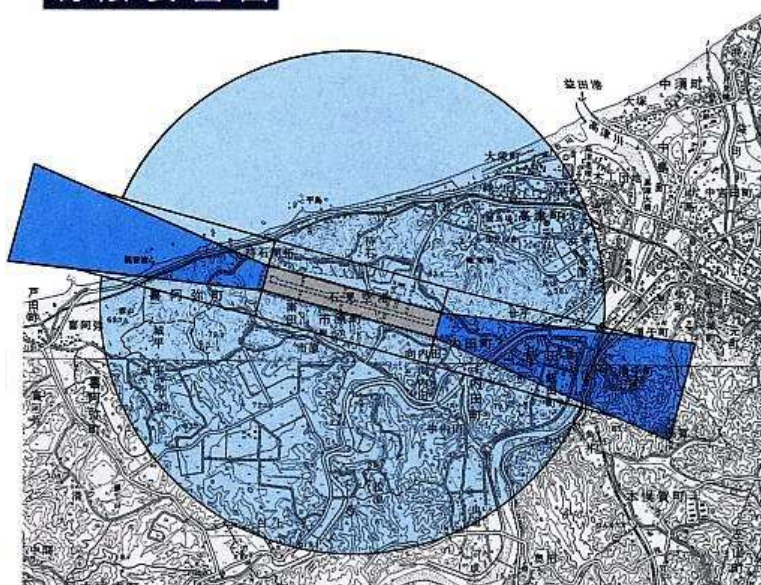
【1】制限表面に係る物件設置の制限について

(1) 萩・石見空港の制限表面について

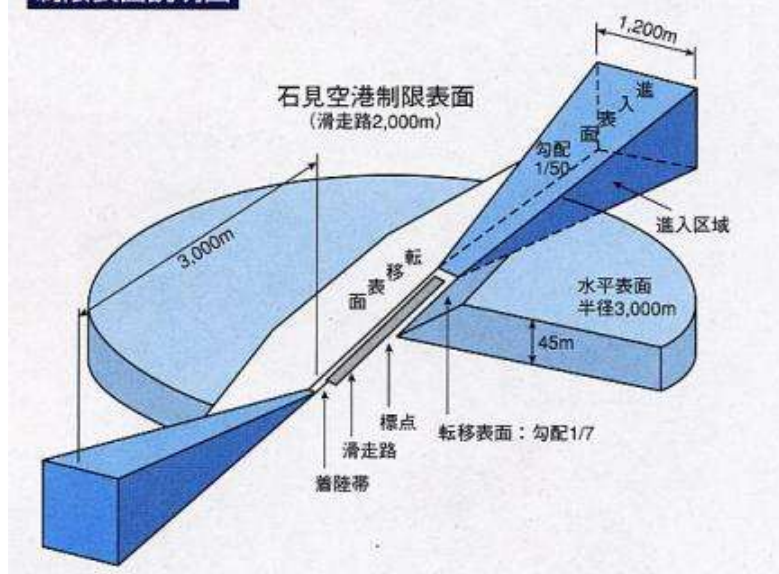
空港の周辺には「制限表面」が設定されており、制限表面の上に出る物件の設置は、原則として禁止されています（航空法第49条）。航空機の離着陸時に接触の可能性がある物件や、パイロットの視界の妨げになる物件等が設置されることを防ぐためのものです。

萩・石見空港の制限表面は、進入表面／転移表面／水平表面から構成され、その概要は以下のとおりです。

制限表面図



制限表面説明図



① 進入表面

航空機の離陸直後及び最終進入時の直線飛行の安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の進入表面は、その投影面が着陸帯の短辺から延長方向に長さ 3,000m、その末端の幅が 1,200mの長さによって囲まれる平面で、50 分の 1 勾配（2.0%勾配）を有しています。

② 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったときの脱出の安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の転移表面は、着陸帯の長辺及び進入表面の斜辺に接し、着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 勾配（14.2%勾配）を有する平面で、その末端は水平表面との接線です。

③ 水平表面

通常、航空機が着陸の際には、衝突を避けるために一定の場周経路をまわって進入しますが、その安全を確保するために必要な表面です。

萩・石見空港の水平表面は、空港の標点（北緯 34 度 40 分 35 秒 東経 131 度 47 分 25 秒 WGS-84）の垂直上方 45mの点を中心にした半径 3,000 mの円周に囲まれた平面です。

（2）制限の内容及び手続きについて

①制限表面上に出る物件の制限について

物件等が制限表面上に出ることは禁止されています。

ただし、水平表面に係るもので下記の物件については、空港設置者（島根県）の承認により設置できる場合があります。（航空法第49条第1項、同法施行規則第92条の5）

- 1) 仮設物
- 2) 建築基準法第33条の規定により設けなければならない避雷設備
- 3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件

②制限表面に近接する物件について

制限表面上には出ないが、著しく近接する物件については、航空障害灯の設置が義務づけられています（航空法第51条）。

「著しく近接する」とは、制限表面と制限表面から6m下方にある平面との間に存在することとされています。

なお、転移表面においては、6m下方にある平面と、着陸帯の長辺を含み水平面に対し着陸帯の外側上方へ10分の1勾配(10%勾配)を有する平面のうち、いずれか高い平面と制限表面の間に存在することとされています。

③手続きについて

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。

窓口

島根県益田県土整備事務所

石見空港管理所

〒698-0051 島根県益田市内田町イ597

TEL 0856-24-0002

FAX 0856-23-5491

MAIL iwamikukokanri@pref.shimane.lg.jp

※必要により、別添の様式で協議をお願いすることがあります。

※クレーンやアドバルーン等の一時的な設置も対象になりますので、ご注意ください。

※航空障害灯及び昼間障害標識について

上記②の制限表面近接物件のほか、高さ60m以上の物件等には、航空法第51条及び第51条の2により、航空障害灯、昼間障害標識の設置が義務付けられています。

以下の相談窓口にご連絡ください。

○国土交通省大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 指導第一係

TEL 06-6937-2766

FAX 06-6937-2789

HP <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html>

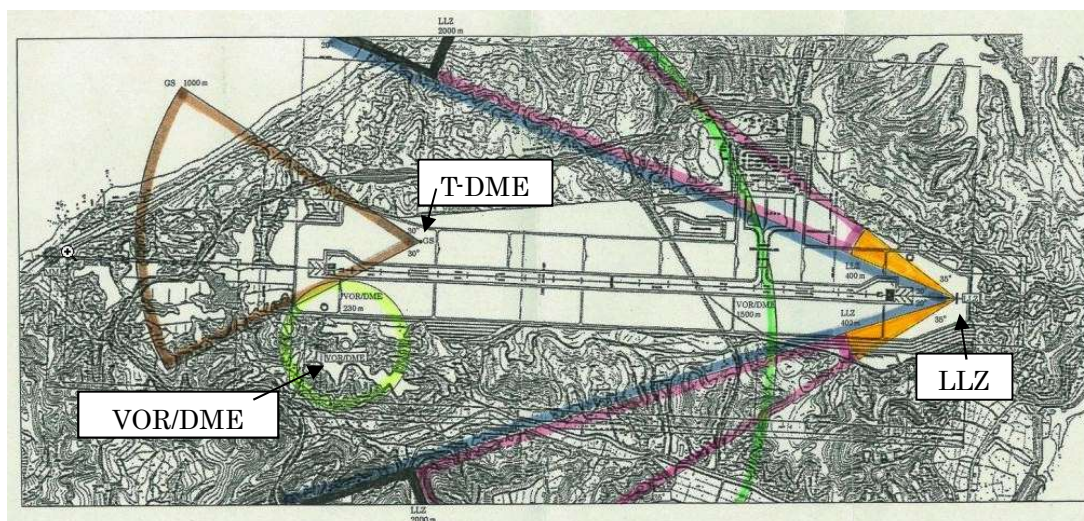
【2】航空保安無線施設に影響を及ぼす可能性のある物件の設置について

(1) 協議の要請等について

萩・石見空港には、電波により航空機の航行を援助するための航空保安無線施設として、VOR/DMEとILS(LLZ/T-DME)が設置されています。

これらの近傍に大型建造物や無線施設が設置されると、電波障害による性能低下を引き起こす可能性があります。

航空法には電波障害の観点からの規制はありませんが、性能低下は航空機の航行の安全性確保に重大な影響を及ぼしますので、航空保安無線施設から一定の範囲の物件設置について、その規模や構造により、設計段階で、国土交通省大阪航空局から協議を要請することがあります（下図の太線で囲まれた範囲）。



※VOR/DME

(VHF Omnidirectional Radio Range/Distance Measuring Equipment)

VORは、超短波全方向式無線標識のことで、航空機に方位情報（磁北に対する方位）を提供する施設です。

DMEは、距離測定装置のことで、航空機から装置までの距離情報を提供する施設です。

※ILS(LLZ/T-DME)

(Instrument Landing System)

(Localizer/Terminal Distance Measuring Equipment)

ILSは、計器着陸用施設のことで、最終進入中の航空機に対し、正確な進入経路を提供する施設から成ります。

LLZが進入方向（左右のずれ）を、T-DMEが距離情報を提供しています。

(2) 相談窓口について

以下の窓口にご照会ください。なお、空港管理所に連絡いただいても調整いたします。

○国土交通省大阪航空局大阪空港事務所システム運用管理センター

TEL 06-6843-1162

FAX 06-6843-1175

【参考】

萩・石見空港の施設と制限表面

空港の名称	石見空港（萩・石見空港）		
設置管理者	島根県		
空港の位置	島根県益田市		
標点の位置	北緯 34度40分35秒		
(世界測地系)	東経 131度47分25秒		
標点の高さ	54.0m		
飛行場の種類	陸上飛行場 地方管理空港		
着陸帯の等級	C級		
着陸帯、滑走路及び誘導路の長さ、幅	着陸帯	2,120m×300m	
	滑走路	2,000m×45m (北104度46分38秒東：真方位)	
	誘導路	190m×30m	
無線施設	ILS（計器着陸装置）		
	VOR（超短波全方向式無線標識施設）		
	DME（距離測定装置）		
制限表面	進入表面	長さ	3,000m
		内側底辺の長さ	300m
		外側底辺の長さ	1,200m
		勾配	50分の1
	転移表面	勾配	7分の1
	水平表面	半径	3,000m

制限表面に係る協議様式

年 月 日

島根県益田県土整備事務所長 様
(石見空港管理所)

住 所
会社名
担当者
連絡先 ()

石見空港の制限表面内における物件の設置について (通知・依頼)

このことについて、下記のとおり実施したいのでご検証下さいますよう、よろしくお願
いします。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先 住 所
氏 名
連絡先 ()
2. 物件の設置場所 住 所
北緯 度 分 秒
東経 度 分 秒
3. 物件の用途及び構造
4. 物件の最高部の高さ . m
(給水塔、避雷針などがある場合 . m)
(一時的にクレーン等を使用する場合 . m)
5. 設置場所の海拔高 . m
6. 物件の海拔高 . m
7. 物件の設置予定期間 工期
着手予定：令和 年 月 日
完成予定：令和 年 月 日
8. 空港と物件の関係距離 石見空港から . mの場所
9. その他参考事項 物件の平面・立面図 (高さが明記されているもの)
物件位置図 (国土地理院発行のもの)
建物等を建設する場合、予定工程表など

以上

(例文)

制限表面に係る協議様式

年 月 日

島根県益田県土整備事務局長 様
(石見空港管理所)

住 所 ○○県○○市○○町 番地
会社名 ○○○○株式会社
担当者 ○○ ○○
連絡先 ()

石見空港の制限表面内における物件の設置について (通知・依頼)

このことについて、下記のとおり実施したいのでご検証下さいますよう、よろしくお願
いします。

記

10. 設置者の住所、氏名、連絡先 住 所 ○○県○○市○○町 番地
氏 名 ○○ ○○
連絡先 ()
11. 物件の設置場所 住 所 ○○県○○市○○町 番地
北緯○○度○○分○○秒
東経○○○度○○分○○秒
12. 物件の用途及び構造 例 ○○ビル、○○用煙突、マンション、送電鉄塔、
例 鉄筋、鋼製
13. 物件の最高部の高さ ○○. ○m
(給水塔、避雷針などがある場合 ○○. ○m)
(一時的にクレーン等を使用する場合 ○○. ○m)
14. 設置場所の海拔高 ○○. ○m
15. 物件の海拔高 ○○. ○m
16. 物件の設置予定期間 工期
着手予定：令和○○年○○月○○日
完成予定：令和○○年○○月○○日
17. 空港と物件の関係距離 石見空港から○○、○○○○. ○mの場所
18. その他参考事項 物件の平面・立面図 (高さが明記されているもの)
物件位置図 (国土地理院発行のもの)
建物等を建設する場合、予定工程表など

以上